

広域入所をご検討される方へ

広域入所とは

児童を東神楽町以外の市町村にある保育所・認定こども園（保育所機能部分）等に入所させることを言います。

こちらでは、主に旭川市にある保育所・認定こども園等に入所をさせる場合を想定してご案内します（広域入所の相手先の市町村により対応が若干異なります）。

広域入所の注意事項

- 広域入所の申込は東神楽町教育委員会こども未来課から相手先の市町村に対して行います。直接、保護者の方から相手先の市町村に対して申込することはできません（問い合わせは可能です）。
- 保育料は、東神楽町の基準で算定し、東神楽町が保護者に対して通知します（保育料は保護者の市町村民税額のうち、所得割の額を合算して算定します）。

旭川市における広域入所の基本的な考え方

- 旭川市への広域入所を希望される場合、旭川市の児童が優先されます。
その上で、受入可能人数に余裕がある場合、広域入所の受入をしてもらうことが可能となります。
このため、旭川市のホームページにおいて、保育所・認定こども園の受入可能人数について随時情報提供されていますので、確認されることをお勧めいたします。
旭川市HP：<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/800/808/811/d055633.html>
（『旭川市 保育園』と検索エンジンにて入力すると上位に出てきます）
- 入所希望日については別途ご相談ください（育児休暇を取得されている方については育休の末日から2週間前の入所となります）。
- 旭川市では広域入所は受け入れた日から翌年3月末日までの間のみ受入するとしており、複数年継続して受け入れすることを求めることはできません（例：令和8年4月から広域入所をされた方は令和9年3月末で一旦退所となります）。
このため、次年度以降も引き続き広域入所を希望される場合、毎年度毎に広域入所の申請をする必要があります（東神楽町では次年度の入所の受付は広報11月号（10月第4木曜日）及び町ホームページでご案内をしますのでご確認ください）。
- 延長保育を受けることはできません（保育標準時間、保育短時間問わず不可）。

広域入所の流れ

広域入所をするための基本的な流れは以下のとおりとなります（年度初め（４月）からの入所を希望される場合は若干異なりますのでご相談ください）。

入所２か月前（例：７月初日入所を希望する場合、５月初旬ごろ）

- 広域入所を希望する場合、こども未来課へまずはお申し出くださるようお願いいたします（来庁することが困難な場合はお電話等でも結構です）。
- 支給認定申請書や就労証明書等の申請に必要な書類をお渡ししています（書類については、町ホームページからプリントアウトしていただくことも可能です）。

入所２か月前（例：７月初日入所を希望する場合、５月中旬～下旬ごろ）

- 記載いただいた書類はこども未来課へ提出してください（提出の際には、世帯全員のマイナンバーの確認を行いますので、マイナンバーを確認することのできる書類及び本人確認書類をご持参ください。詳しくは支給認定申請書の記載例等をご確認ください）。
- 書類の提出を受けて、こども未来課にて広域入所の依頼をするための書類等を作成し、相手先の市町村に送付します（提出が遅くなると間に合わなくなりますのでご注意ください）。

入所１か月前（計：７月初日入所を希望する場合、６月１０日ごろ）

- 旭川市では毎月１０日頃に次月の初日入所の選考会議を開く予定となっています（相手先の市町村により対応は異なります）。
- 選考会議の結果があり次第、電話及び書面による結果の通知を行っています（入所１か月前の中旬から下旬にかけてのご案内予定です）。

入所１か月前（例：７月初日入所を希望する場合、６月下旬ごろ）

- 入所が決まり次第、保護者の方から入所が決定した保育園等にご連絡いただき、入所時の注意事項などについて確認をしていただきます（必ず保護者の方からご連絡をしていただきますようお願いいたします）。

問い合わせ先

広域入所等に関する問い合わせ先については下記のとおりです。

東神楽町教育委員会こども未来課

住所：〒071-1592 東神楽町南１条西１丁目３番２号

東神楽町複合施設はなのわ 東神楽町役場

電話：0166-83-5816（直通）

午前８時３０分～午後５時１５分